

平成 27 年度

社会福祉法人陽翠水
事業計画書

社会福祉法人陽翠水

平成 27 年度事業計画書目次

(各事業別)

社会福祉法人陽翠水 平成 27 年度事業計画書	3
-------------------------	---

【社会福祉事業の部】

介護老人保健施設陽翠の里	6
(介護老人保健施設)	

介護老人保健施設陽翠の里	10
(短期入所療養介護)	

介護老人保健施設陽翠の里	14
(通所リハビリテーション)	

ビジットケアひすい	18
(訪問介護)	

コミュニケア緑が丘	21
(小規模多機能型居宅介護)	

【公益事業の部】

辰口地域包括支援センター	25
(地域包括支援センター)	

【収益事業の部】

コミュニケアテナント賃貸	31
--------------	----

平成 27 年度事業計画書

1. 法人理念

仲よく 楽しく 人と社会を健康に

2. 基本方針

わたくし達は、家庭のぬくもりをそのままに、尊厳、安全、生活機能の維持向上とともに、「楽しく暮らす」ことを目指し、お一人お一人の生き方をサポートします。

- I 人間としての尊厳を尊重したケアを提供します
- II お年寄り一人一人の自立を促すサービスを提供します
- III 家庭的で優しい雰囲気大切にします。
- IV お年寄りの生き生きした毎日を大切にします
- V 家庭復帰をめざし、在宅生活を支援できるシステムづくりに努めます
- VI 地域と家庭との結びつきを大切にするケアに努めます

3. 今年度の経営方針

“新規事業進出と事業拡大”

“リスクマネジメントの強化”

“戦略思考型組織の構築”

今年度は、地域密着型サービス事業の小規模多機能型居宅介護事業、能美市からの受託事業の辰口高齢者支援センター（仮称）が事業開始となります。小規模多機能型居宅介護事業開設に伴う、従業員の増加、辰口高齢者支援センター（仮称）開設に伴う、地域住民への理解と啓発活動に重点を置き、介護保険事業の安定収入を確保し、経営基盤の確立に努めます。

更に、社会保障の一役を担う介護業界における最重要課題の一つ、各種リスクに対応すべくリスクマネジメントの強化を重点的に実施します。特に地震や水害、土砂災害、火事等の自然災害発生時にお客様の安全を守る体制を強化し、リスクに強い組織を構築します。また、ご利用者により安心して日々の生活を送っていただけるよう、介護事故予防のためヒヤリハット分析を含め事故防止に努めます。

また、変容する社会ニーズ、介護保険制度、業界内の他事業者や従業者の動向に対応するため、各構成員が自ら、より積極的に環境を把握し、より深く考え、より創発的に意見し合い、より柔軟に行動する組織を構築するための施策に注力します。

（1）ガバナンス体制

- ① 事業別（部署別）に費目別予算管理をすることで責任所在の明確化を図ります。
- ② 事業別（部署別）に責任者を配置し、組織体系を強化します。

（２）経営戦略

- ① 業界の受給状況変化や社会保障制度動向など市場環境の変化を見据え、小規模多機能型居宅介護事業や能美市からの受託事業である辰口高齢者支援センター（仮称）事業など、新規介護保険事業への参入を実施します。
- ② 介護老人保健施設を主軸とした既存展開事業の効率化を図ります。
- ③ 辰口健康福祉センター（仮称）を主軸とした事業展開を視野に入れ事業検討を進めます。

（３）マーケティング戦略

- ① 事業ごとに変容する競争環境や内部状況に合わせ、マーケティング戦略再策定及び実施を主軸とした施策を模索し、多くのニーズに応えられるサービス提供体制を築きます。
- ② 将来の環境の変化に備え、介護保険収入に頼らない安定的な経営基盤を構築するために、就労環境の整備も視野に入れた、子育て事業及び障害者事業、介護保険制度外サービス等の新たな収益事業を研究、模索します。
- ③ 地域福祉を担うべき存在である社会福祉法人としての役割を鑑み、施設内において地域の文化芸術活動の充実を図ります。

（４）財務戦略

- ① コストパフォーマンスの観点から各支出に対する抜本的な見直しを行い、更なるコストカットを図ります。
- ② 事業別（部署別）に費目予算管理をすることで責任所在の明確化を図ります。
- ③ 小規模多機能型居宅介護事業を進出するに伴い、不動産に関する取得を実施します。残余資金は減少しますが、今後 15 年かけて取得分資金を回収していきます。
- ④ 辰口高齢者支援センター（仮称）を辰口健康福祉センターに設置するよう、能美市と協議の上、進めて行きます。

（５）オペレーション戦略

- ① ケアプランを基とする実際の運用に耐えうる「個別サービス提供手順書」などの制度設計と各職員への浸透策実施による提供するサービス品質を標準化します。
- ② 昨年度から強化している、九谷焼陶芸活動とリハビリテーション実施計画書において、モデルケースの周知や事後評価により、提供するサービス品質の、改善を継続することで、ケアプランに基づくサービス全体の品質を向上します。
- ③ 既存の各種マニュアルを整理することで将来、新設する施設を含め、全ての施設において迅速に標準化されたフロアのオペレーションを展開できる体制を構築します。
- ④ 介護サービス部門をサポートする事務部門のオペレーションにおいて知識の共同化、表出化、連結化、内面化のサイクルを回すシステムを構築して、経営規模拡大の際にスケールメリットを最大限活用できる基盤を作ります。

（６）人事戦略

- ① 厳しい介護職採用市場から優秀な人材を獲得するために採用戦略の抜本的見直しを行い、採用活動を強化します。
- ② 働きがいのある職場づくりの一環として教育と評価一体型の仕組みを構築します。
- ③ 各従業員の役割を明確にするため、職能等級格付基準・資格要件を策定し、組織体系を強化します。

（７）リスクマネジメント対策

- ① 地震や水害、土砂災害、火事等の災害を想定した研修を反復的にを行い、二次災害予防の徹底とマニュアル修正の検討およびマニュアルの浸透により、組織全体での災害対応能力を強化します。
- ② 災害発生時の福祉避難所設置や人的支援に関する協定を能美市と締結していることから、マニュアルの検討及びマニュアルの浸透により、組織全体での災害対応能力を強化します。
- ③ 感染症やケガを含む介護事故の事例を個別的統計的に分析、施策立案、実施、評価を行い、PDCAサイクルを回すことで予防能力を強化します。

４．コミュニケーション戦略

- ① 業界のイメージアップに向け、ウェブメディア運営を通じた広報活動の拡大により、各メディアのアクセス数拡大を目指します。また、積極的なプレスリリース発信により各種マスメディア掲載数拡大を目指します。
- ② 社会福祉法人としての外観的独立性を担保するための情報公開体制を強化するため、財産三表、財産目録のみならず、各種補助金や社会貢献活動に係る支出額等の状況を公開します。また、監事監査を受けた財務諸表の値を用いて計算された各種財務指標などの情報公開方法を構築し、透明性の確保に努めます。
- ③ 地域介護の担い手としての社会貢献活動を強化するため、事業展開地域においてこれまでに行ってきた取組を継続するとともに、地域住民との協力により取組を強化します。また、事業展開地域内外におけるボランティア研修等の活動を展開します。

介護老人保健施設陽翠の里
(介護老人保健施設)

1. 運営方針

ご利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、医学的管理の下にリハビリテーション、栄養、看護、介護その他日常的に必要なとされる医療並びに日常生活の支援を行い、居宅における生活への復帰を目指します。

2. 介護老人保健施設陽翠の里としての取り組み

(1) 医学管理の下にリハビリテーション、栄養、看護、介護など日常生活にも必要とされる療養生活を過ごせるように支援します。

- ① 在宅での生活が長期的に出来るよう支援相談員を中心に全職員で在宅ケアの支援に努めます。
- ② 日々の体調管理を実施し、健康状態を各専門職種で支援します。

(2) 日中活動の充実

- ① リハビリテーションと栄養を意識した日中活動を提供します。

科学的根拠に基づくりハビリテーションと栄養を日中活動に取り入れて、ご利用者の病態と状態に合わせてご提案します。

- ② 日中の活動はレクリエーションを通して利用者のご希望に合わせて選択できるように努めます。ご利用者の身体状況やご希望に応じたもの選択できる環境を整え、ご利用者の意思を尊重します。
- ③ ボランティア様によるレクリエーションや、日々の体操等、入所施設や法人主催の行事にも積極的に参加いただきます。

(3) 認知症ケアの確立に向けて

- ① 人間らしく生きる人生を諦めないという考え方のもと、認知症の予防と増悪の予防、認知症による周辺症状の緩和を目指します。
- ② 五感を刺激する活動に積極的に取り組みます。

(4) 口腔・栄養管理に係る取り組み

- ① 摂食・嚥下障害を有する入所者や食事摂取に関する認知機能の低下が著しい入所者等に対して、経口維持のための適切なサービスを充実させます。
- ② 多職種が食事の観察（ミールラウンド）や会議等に共同して取り組みます。

(5) 感染症対策・予防の徹底

感染症に対する対策の基本である、感染源の排除、感染経路の遮断、宿主（人間）の抵抗力の向上、これらを念頭におき感染症対策を講じます。

- ① 感染対策委員会を毎月開催します。
- ② 感染症の関し研修を強化し、感染症対策についての知識の補強に努めます。

（６）ご利用者の安全確保

安全かつ適切に、質の高い介護サービスを提供するために事故抑止、再発防止に努めます。

- ① 事故発生後、カンファレンスを実施し事故原因の追究を行い再発の防止に努めます。
- ② 事故を未然に防ぐために、必要な予備知識習得に努め勉強会を開催します。
- ③ 利用者安全リスク管理委員会を毎月開催し、ヒヤリハット報告、事故報告の分析を行い改善策の検討を実施します。
- ④ 検討された改善策を実施するため、職員に対して周知徹底を図ります。

３．定員

介護老人保健施設　：　５４床

短期入所療養介護　：　８床（空床利用）

４．主な施設行事

- | | |
|---------------|-----------|
| ① 花見 | ４月上旬　～　中旬 |
| ② 端午の節句のお祝い | ５月上旬 |
| ③ 買い物レクリエーション | ６月上旬　～　中旬 |
| ④ 七夕 | ７月上旬 |
| ⑤ 夏まつり | ８月上旬 |
| ⑥ 敬老会 | ９月上旬 |
| ⑦ 運動会 | １０月上旬 |
| ⑧ 文化展参加 | １１月上旬 |
| ⑨ 忘年会 | １２月上旬 |
| ⑩ 正月 | １月上旬 |
| ⑪ ひな祭り | ３月上旬 |

５．職員会議・研修

【会　議】

- ・入退所検討会議　　：　入退所の可否の検討
（月　２回）
- ・サービス担当者会議　：　ご利用者の身体状況等についての情報共有及び検討
（適時）
- ・チームカンファレンス：　チーム内での施策検討及び利用者の身体状況等についての情報共有
（月　１回）　　　　　及び検討
- ・全体会議　　　　　：　施設内での情報共有及び検討
（月　１回）
- ・運営会議　　　　　：　主任職以上の施設運営に関する情報共有及び検討
（月　１回）

【研 修】

- ・新人職員研修：（4月1日、5月上旬～中旬）社会人としてのマナーや、仕事への取り組み姿勢及び介護スキルや知識の習得を目的とし実技・講義形式の研修とOJT研修を行います。
- ・倫理及び法令遵守：（5月上旬）法人としての企業コンプライアンスを周知させるため、全職員向けに法令とは別に社会的規範や企業倫理の研修を行います。
- ・身体拘束排除：（5月上旬）身体拘束に関わる事項の情報共有や対策を講ずるために、全職員向けに身体拘束をしない介護とは何か研修を行います。
- ・感染予防：（6月、10月）ノロウイルスやインフルエンザ等感染性が高い感染症に対して、知識習得や感染対策実技を行います。
- ・避難訓練、非常災害時の対応（6月、11月）火災や災害発生時における対応の習得を目的とした、施設内での避難訓練（夜間、日中想定）や非常災害時でのグループ内連携を図るため訓練を行います。
- ・事故予防再発防止（7月）ヒヤリハット事例も含めた事故予防及び再発防止に関する研修を行います。
- ・事故発生等緊急時の対応（7月）事故発生時に対処方法をどのように行えば良いか、マニュアルを用いて、周知徹底を図ります。
- ・認知症の理解（12月）認知症利用者の対応方法等、認知症の理解を深めるため、研修を行います。
- ・褥瘡予防（12月）褥瘡発生をなくすための、介護スキルや知識の習得を目的とし実技・講義形式の研修を行います。
- ・個人情報プライバシー保護（1月）個人情報の取り扱い及び保護方針の周知図ります。
- ・排泄（2月）排泄に関する知識の習得を目的とし研修を行います。

6. 予算に関する取り組み

（1）物品破損

職員の不注意や環境整備不足による破損をなくし、取扱い方法の確認、周辺環境整備の確認を随時行います。また、破損理由などを分析・共有し再発を防ぎます。

（2）消耗品の管理

消耗品についての適正な利用を心掛け、無駄のないよう努めます。また、同時に在庫管理を徹底して行います。

（3）稼働管理

定員に対してのベッド稼働状況を管理し、介護保険事業施設としての役割を果たします。

在宅利用者のリハビリテーションを目的として短期的（1ヶ月～3ヶ月）入所に注力し、ADL、IADLを回復させて、在宅復帰を推進します。

利用者が入院に到らないように、入所中利用者の体調管理を徹底し、稼働管理に努めます。

(4) 収支予算

在宅復帰支援・在宅復帰療養支援加算（在宅復帰率 30%）を 4 月必達とし、5 月以降在宅復帰強化型老人保健施設を目指します。

平均単価/日 12,677 円 平均要介護度 3.0 1 日平均利用者数 43.9 人

月延入所人数 1,318 人

介護報酬収入 12,677,004 円 月間施設収入 16,774,506 円

多床室居室料金の引き上げを行います。

多床室 1 日 320 円 ⇒ 370 円（50 円の引き上げ）

収支差額 従来型 年間 △10,557,025 円

30%加算 年間 △6,286,705 円

強化型 年間 1,058,495 円

となる為、強化型への移行は必須となります。

(5) 低所得世帯に対する減免

減免対象者 5.5 人（入所者の 10%以上） ⇒ 減免率 11.5%

算出根拠 介護報酬月額＋食費・居住費・他の利用料×10%×5.5 人×12 ヶ月 予算△2,640 千円

介護老人保健施設陽翠の里
(短期入所療養介護)

1. 運営方針

ご利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、居宅サービス計画に基づいて、医学的管理の下にリハビリテーション、栄養、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活の支援を行い、居宅での長期的な生活を継続できるよう支援に努めます。関係市町村、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者との連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 介護老人保健施設陽翠の里としての取り組み

(1) 医学管理の下にリハビリテーション、栄養、看護、介護など日常生活にも必要とされる療養生活を過ごせるように支援します。

- ① 在宅での生活が長期的に出来るよう支援相談員を中心に全職員で在宅ケアの支援に努めます。
- ② 日々の体調管理を実施し、健康状態を各専門職種で支援します。
- ③ 24時間の行動管理を行い、居宅サービス計画に沿った提案が出来るよう、アセスメント等情報提供に努めます。

(2) 日中活動の充実

- ① リハビリテーションと栄養を意識した日中活動を提供します。
科学的根拠に基づくリハビリテーションと栄養を日中活動に取り入れて、ご利用者の病態と状態に合わせてご提案します。
- ② 日中の活動はレクリエーションを通して利用者のご希望に合わせて選択できるように努めます。
ご利用者の身体状況やご希望に応じたもの選択できる環境を整え、ご利用者の意思を尊重します。
- ③ ボランティア様によるレクリエーションや、日々の体操等、入所施設や法人主催の行事にも積極的に参加いただきます。

(3) 認知症ケアの確立に向けて

- ① 人間らしく生きる人生を諦めないという考え方のもと、認知症の予防と増悪の予防、認知症による周辺症状の緩和を目指します。
- ② 五感を刺激する活動に積極的に取り組みます。

(4) 口腔・栄養管理に係る取り組み

- ① 摂食・嚥下障害を有する入所者や食事摂取に関する認知機能の低下が著しい入所者等に対して、経口維持のための適切なサービスを充実させます。

（５）感染症対策・予防の徹底

感染症に対する対策の基本である、感染源の排除、感染経路の遮断、宿主（人間）の抵抗力の向上、これらを念頭におき感染症対策を講じます。

- ① 感染対策委員会を毎月開催します。
- ② 感染症の研修を強化し、感染症対策についての知識の補強に努めます。

（６）ご利用者の安全確保

安全かつ適切に、質の高い介護サービスを提供するために事故抑止、再発防止に努めます。

- ① 事故発生後、カンファレンスを実施し事故原因の追究を行い再発の防止に努めます。
- ② 事故を未然に防ぐために、必要な予備知識習得に努め勉強会を開催します。
- ③ 利用者安全リスク管理委員会を毎月開催し、ヒヤリハット報告、事故報告の分析を行い改善策の検討を実施します。
- ④ 検討された改善策を実施するため、職員に対して周知徹底を図ります。

３．定員

短期入所療養介護 ８名 （空床利用）

４．主な施設行事

- | | |
|---------------|-----------|
| ① 花見 | ４月上旬 ～ 中旬 |
| ② 端午の節句のお祝い | ５月上旬 |
| ③ 買い物レクリエーション | ６月上旬 ～ 中旬 |
| ④ 七夕 | ７月上旬 |
| ⑤ 夏まつり | ８月上旬 |
| ⑥ 敬老会 | ９月上旬 |
| ⑦ 運動会 | １０月上旬 |
| ⑧ 文化展参加 | １１月上旬 |
| ⑨ 忘年会 | １２月上旬 |
| ⑩ 正月 | １月上旬 |
| ⑪ ひな祭り | ３月上旬 |

５．職員会議・研修

【会 議】

- ・利用検討会議 ： 短期入所利用の可否の検討
（月 ２回）
- ・サービス担当者会議 ： ご利用者の身体状況等についての情報共有及び検討
（適時）
- ・チームカンファレンス ： チーム内での施策検討及び利用者の身体状況等についての情報共有
（月 １回） 及び検討

- ・全体会議 ： 施設内での情報共有及び検討
（月 1 回）
- ・運営会議 ： 主任職以上の施設運営に関する情報共有及び検討
（月 1 回）

【研 修】

- ・新人職員研修：（4 月 1 日、5 月上旬～中旬）社会人としてのマナーや、仕事への取り組み姿勢及び介護スキルや知識の習得を目的とし実技・講義形式の研修と OJT 研修を行います。
- ・倫理及び法令遵守：（5 月上旬）法人としての企業コンプライアンスを周知させるため、全職員向けに法令とは別に社会的規範や企業倫理の研修を行います。
- ・身体拘束排除：（5 月上旬）身体拘束に関わる事項の情報共有や対策を講ずるために、全職員向けに身体拘束をしない介護とは何か研修を行います。
- ・感染予防：（6 月、10 月）ノロウィルスやインフルエンザ等感染性が高い感染症に対して、知識習得や感染対策実技を行います。
- ・避難訓練、非常災害時の対応（6 月、11 月）火災や災害発生時における対応の習得を目的とした、施設内での避難訓練（夜間、日中想定）や非常災害時でのグループ内連携を図るため訓練を行います。
- ・事故予防再発防止（7 月）ヒヤリハット事例も含めた事故予防及び再発防止に関する研修を行います。
- ・事故発生等緊急時の対応（7 月）事故発生時に対処方法をどのように行えば良いか、マニュアルを用いて、周知徹底を図ります。
- ・認知症の理解（12 月）認知症利用者の対応方法等、認知症の理解を深めるため、研修を行います。
- ・褥瘡予防（12 月）褥瘡発生をなくすための、介護スキルや知識の習得を目的とし実技・講義形式の研修を行います。
- ・個人情報プライバシー保護（1 月）個人情報の取り扱い及び保護方針の周知図ります。
- ・排泄（2 月）排泄に関する知識の習得を目的とし研修を行います。

6. 予算に関する取り組み

（1）物品破損

職員の不注意や環境整備不足による破損をなくし、取扱い方法の確認、周辺環境整備の確認を随時行います。また、破損理由などを分析・共有し再発を防ぎます。

（2）消耗品の管理

消耗品についての適正な利用を心掛け、無駄のないよう努めます。また、同時に在庫管理を徹底して行います。

（3）稼働管理

定員に対してのベッド稼働状況を管理し、介護保険事業施設としての役割を果たします。

在宅利用者のリハビリテーションを目的として短期入所療養介護利用者を獲得し、ADL、IADL の 24 時間分析から、リハビリテーションを実施し機能を回復させて、長期的な在宅生活を推進します。

集中的なリハビリテーションで回復の見込みがあるご利用者には短期的（1 ヶ月～3 ヶ月）な入所を提案し、機能回復を目指します。

（４）収支予算

介護老人保健施設が在宅復帰支援・在宅復帰療養支援加算（在宅復帰率 30%）を 4 月必達とし、5 月以降在宅復帰強化型老人保健施設を目指します。

平均単価/日 13,034 円 平均要介護度 3.5 1 日平均利用者数 6.0 人

月延利用人数 179 人

介護報酬収入 1,755,855 円 月間施設収入 2,333,080 円

多床室居室料金の引き上げを行います。

多床室 1 日 320 円 ⇒ 370 円（50 円の引き上げ）

収支差額 年間 6,501,362 円

介護老人保健施設陽翠の里 (通所リハビリテーション)

1. 運営方針

ご利用者の居宅サービス計画に基づき、必要なリハビリテーションや認知症ケア及び日常生活の支援を行い、ご利用者の心身機能の維持・回復を図ります。また、常にリハビリテーションを念頭に置いた支援を行い、ご利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう在宅ケアの支援に努めます。ご家族と情報共有を図ることはもちろん、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市町村と密接な連携を図り、ご利用者が地域において総合的なサービスを受けることができるよう努めます。また、介護教室等の開催を通して、当施設の知識や技術を地域福祉へ還元できるよう努めます。

2. 通所リハビリテーション陽翠の里としての取り組み

(1) 個別リハビリテーションの充実

可能な限り在宅での生活を継続できるよう、計画を作成しリハビリテーションの充実を図ります。

- ① ご利用者の身体状況やご希望を定期的に確認します。
- ② その内容は常に在宅での生活を意識したものとします。

(2) 日中活動の充実

日中活動などのレクリエーションも常にリハビリテーションと栄養を意識した内容とし充実を図ります。

- ① 活動は楽しみながらも効果が期待されるものを準備します。
- ② ご利用者のご希望に合わせて活動を選択できるように努めます。
※活動内容は、達成感を感じることができるものです。
- ③ 楽しみながらも心身の活性化に繋がるように支援します。
- ④ 季節行事や、外出レクリエーションを実施します。

(3) 認知症ケアの確立に向けて

- ① 人間らしく生きる人生を諦めないという考え方のもと、認知症の予防と増悪の予防、認知症による周辺症状の緩和を目指します。
- ② 五感を刺激する活動に積極的に取り組みます。

(4) 口腔・栄養管理に係る取り組み

- ① 摂食・嚥下障害を有する入所者や食事摂取に関する認知機能の低下が著しい入所者等に対して、経口維持のための適切なサービスを充実させます。

(5) 感染症対策・予防の徹底

感染症に対する対策の基本である、感染源の排除、感染経路の遮断、宿主（人間）の抵抗力の向上、

これらを念頭におき感染症対策を講じます。

- ① 感染対策委員会を毎月開催します。
- ② 感染症の研修を強化し、感染症対策についての知識の補強に努めます。

(5) ご利用者の安全確保

安全かつ適切に、質の高い介護サービスを提供するために事故抑止、再発防止に努めます。

- ① 事故発生後、カンファレンスを実施し事故原因の追究を行い再発の防止に努めます。
- ② 事故を未然に防ぐために、必要な予備知識習得に努め勉強会を開催します。
- ③ 利用者安全リスク管理委員会を毎月開催し、ヒヤリハット報告、事故報告の分析を行い改善策の検討を実施します。
- ④ 検討された改善策を実施するため、職員に対して周知徹底を図ります。

3. 定員

20 名

4. 利用日・利用時間

(1) 利用日：月曜日 から 土曜日

ただし、8 月 15 日、12 月 30 日から 1 月 3 日は休業とします。

(2) サービス提供時間：午前 8 時 30 分から午後 7 時 00 分

5. 主な施設行事

- | | |
|---------------|------------|
| ① 花見 | 4 月上旬 ～ 中旬 |
| ② 端午の節句のお祝い | 5 月上旬 |
| ③ 買い物レクリエーション | 6 月上旬 ～ 中旬 |
| ④ 七夕 | 7 月上旬 |
| ⑤ 夏まつり | 8 月上旬 |
| ⑥ 敬老会 | 9 月上旬 |
| ⑦ 運動会 | 10 月上旬 |
| ⑧ 文化展参加 | 11 月上旬 |
| ⑨ 忘年会 | 12 月上旬 |
| ⑩ 正月 | 1 月上旬 |
| ⑪ ひな祭り | 3 月上旬 |

6. 職員会議・研修

【会 議】

- ・サービス担当者会議 : 利用者の身体状況等についての情報共有及び検討
(適時)

- ・チームカンファレンス： チーム内での施策検討及び利用者の身体状況等についての情報共有
(月 1回) 及び検討
- ・リハビリテーション会議： 多職種におけるリハビリテーションの情報共有及び検討
(月 1回)
- ・全体会議 : 施設内での情報共有及び検討
(月 1回)
- ・運営会議 : 主任職以上の施設運営に関する情報共有及び検討
(月 1回)

【研 修】

- ・新人職員研修：(4月1日、5月上旬～中旬) 社会人としてのマナーや、仕事への取り組み姿勢及び介護スキルや知識の習得を目的とし実技・講義形式の研修と OJT 研修を行います。
- ・倫理及び法令遵守：(5月上旬) 法人としての企業コンプライアンスを周知させるため、全職員向けに法令とは別に社会的規範や企業倫理の研修を行います。
- ・身体拘束排除：(5月上旬) 身体拘束に関わる事項の情報共有や対策を講ずるために、全職員向けに身体拘束をしない介護とは何か研修を行います。
- ・感染予防：(6月、10月) ノロウィルスやインフルエンザ等感染性が高い感染症に対して、知識習得や感染対策実技を行います。
- ・避難訓練、非常災害時の対応(6月、11月) 火災や災害発生時における対応の習得を目的とした、施設内での避難訓練(夜間、日中想定)や非常災害時でのグループ内連携を図るため訓練を行います。
- ・事故予防再発防止(7月) ヒヤリハット事例も含めた事故予防及び再発防止に関する研修を行います。
- ・事故発生等緊急時の対応(7月) 事故発生時に対処方法をどのように行えば良いか、マニュアルを用いて、周知徹底を図ります。
- ・認知症の理解(12月) 認知症利用者の対応方法等、認知症の理解を深めるため、研修を行います。
- ・褥瘡予防(12月) 褥瘡発生をなくすための、介護スキルや知識の習得を目的とし実技・講義形式の研修を行います。
- ・個人情報プライバシー保護(1月) 個人情報の取り扱い及び保護方針の周知図ります。
- ・排泄(2月) 排泄に関する知識の習得を目的とし研修を行います。

7. 予算に関する取り組み

(1) 物品破損

職員の不注意や環境整備不足による破損をなくし、取扱い方法の確認、周辺環境整備の確認を随時行います。また、破損理由などを分析・共有し再発を防ぎます。

(2) 消耗品の管理

消耗品についての適正な利用を心掛け、無駄のないよう努めます。また、同時に在庫管理を徹底して行います。

（３）稼働管理

定員に対して、利用稼働状況を管理し、介護保険事業施設としての役割を果たします。

短時間利用者（１・２時間）（３・４時間）利用者の獲得を目指します。

地域の社会環境の変化に伴い、様々なニーズに対応できるよう、サービス提供時間を拡大します。

在宅利用者のリハビリテーションを目的として通所利用者を獲得し、ADL、IADL の向上に努めます。日常生活動作リハビリテーションを実施し機能を回復させて、長期的な在宅生活を推進します。集中的なリハビリテーションで回復の見込みがあるご利用者には短期的（１ヶ月～３ヶ月）な入所を提案し、機能回復を目指します。

（４）収支予算

通所リハビリテーションとしての役割を明確にし、リハビリテーション目的の利用者増加を目指します。ご利用者の目標を達成させ、他介護サービスへの提案を実施します。

平均単価/日 10,438 円 平均要介護度 2.1 １日平均利用者数 18.2 人

月延利用人数 455 人

介護報酬収入 4,037,754 円 月間収入 714,481 円

リハビリテーション会議を開催するとともに、リハビリテーションマネジメント加算Ⅱ
700 単位/月の獲得を目指します。

他介護サービスへの移行を推進し、新規利用者を獲得することで、短期集中リハビリテーション加算取得していきます。 110 単位/回

収支差額 年間 1,290,171 円

ビジットケアひすい (訪問介護)

1. 運営方針

ご利用者の居宅サービス計画に基づき、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力を活かして、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護、その他生活全般にわたる援助を行います。また、介護予防訪問介護は、要支援者の心身機能の改善、環境調整等を通じて自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、意欲を高めるように適切な働きかけをおこなうとともに、自立の可能性を最大限引き出す支援を行います。ご家族と情報共有を図ることはもちろん、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市町村と密接な連携を図り、ご利用者が地域において総合的なサービスを受けることができるよう努めます。

2. ビジットケアひすいとしての取り組み

(1) 介護予防訪問介護

限られた時間の中でも、できる限りご利用者のできることを増やしていけるような、サービス提供を心掛けます。

(2) 訪問介護

新規、継続の方で重度の方が増加することが予想されます。そのため、身体介護の援助内容が増えてくる中でご利用者が出来る事を見つけ、体調をうかがいながら残存機能を活かす介護の提供を行っていきます。

(3) 認知症ケアの確立に向けて

- ① 人間らしく生きる人生を諦めないという考え方のもと、認知症の予防と増悪の予防、認知症による周辺症状の緩和を目指します。
- ② 五感を刺激する活動に積極的に取り組みます。

(4) 感染症対策・予防の徹底

感染症に対する対策の基本である、感染源の排除、感染経路の遮断、宿主（人間）の抵抗力の向上、これらを念頭におき感染症対策を講じます。

- ① 感染対策委員会を毎月開催します。
- ② 感染症の研修を強化し、感染症対策についての知識の補強に努めます。

(5) ご利用者の安全確保

安全かつ適切に、質の高い介護サービスを提供するために事故抑止、再発防止に努めます。

- ① 事故発生後、カンファレンスを実施し事故原因の追究を行い再発の防止に努めます。
- ② 事故を未然に防ぐために、必要な予備知識習得に努め勉強会を開催します。
- ③ 利用者安全リスク管理委員会を毎月開催し、ヒヤリハット報告、事故報告の分析を行い改善策

の検討を実施します。

④ 検討された改善策を実施するため、職員に対して周知徹底を図ります。

3. 利用日・利用時間

(1) 利用日：月曜日 から 土曜日

ただし、日曜日、8月15日、12月30日から1月3日は休業としますが相談に応じます。

(2) サービス提供時間：月曜日から金曜日 午前7時00分から午後7時00分
土曜日 午前8時30分から午後5時15分

4. 職員会議・研修

【会 議】

- ・サービス担当者会議 : 利用者の身体状況等についての情報共有及び検討
(適時)
- ・チームカンファレンス : チーム内での施策検討及び利用者の身体状況等についての情報共有
(月 1回) 及び検討
- ・全体会議 : 施設内での情報共有及び検討
(月 1回)
- ・運営会議 : 主任職以上の施設運営に関する情報共有及び検討
(月 1回)

【研 修】

- ・新人職員研修：(4月1日、5月上旬～中旬) 社会人としてのマナーや、仕事への取り組み姿勢及び介護スキルや知識の習得を目的とし実技・講義形式の研修とOJT研修を行います。
- ・倫理及び法令遵守：(5月上旬) 法人としての企業コンプライアンスを周知させるため、全職員向けに法令とは別に社会的規範や企業倫理の研修を行います。
- ・身体拘束排除：(5月上旬) 身体拘束に関わる事項の情報共有や対策を講ずるために、全職員向けに身体拘束をしない介護とは何か研修を行います。
- ・感染予防：(6月、10月) ノロウィルスやインフルエンザ等感染性が高い感染症に対して、知識習得や感染対策実技を行います。
- ・避難訓練、非常災害時の対応(6月、11月) 火災や災害発生時における対応を習得を目的とした、施設内での避難訓練(夜間、日中想定)や非常災害時でのグループ内連携を図るため訓練を行います。
- ・事故予防再発防止(7月) ヒヤリハット事例も含めた事故予防及び再発防止に関する研修を行います。
- ・事故発生等緊急時の対応(7月) 事故発生時に対処方法をどのように行えば良いか、マニュアルを用いて、周知徹底を図ります。
- ・接遇(8月) ご利用者及びご家族に対して、日々の対人スキルや知識の習得を目的とし実技・講義形式の研修を行います。

- ・認知症の理解（12月）認知症利用者の対応方法等、認知症の理解を深めるため、研修を行います。
- ・褥瘡予防（12月）褥瘡発生をなくすための、介護スキルや知識の習得を目的とし実技・講義形式の研修を行います。
- ・個人情報プライバシー保護（1月）個人情報の取り扱い及び保護方針の周知図ります。
- ・排泄（2月）排泄に関する知識の習得を目的とし研修を行います。

5. 予算に関する取り組み

（1）時間管理、行動管理

訪問件数が増加していくと、訪問介護員の時間管理及び行動管理を徹底し、効率化を図ります。

（2）訪問件数管理

居宅介護支援事業所へ事業所案内を中心に訪問し、新規獲得増加を目指します。

（3）人員増加

効率化かつ訪問介護市場拡大を図るため、現訪問介護員の定着と新しい訪問介護員募集に努めます。各訪問介護員の介護技術向上を目指し、どのような介護サービスに対しても全員が対応できるよう努めます。

（4）収支予算

訪問介護の基盤確立を図るため、利用者増加を目指します。

当該年度5ヶ月目で単月収支差額黒字化を目指します。

平均利用回数/人 18.0回 平均単価/回 2,658円

目標1日平均利用者数 19.3人 目標月延利用者数 425人

介護報酬収入 1,016,494円 月間収入 1,129,438円

収支差額 年間 439,884円

コミュニケア緑が丘
(小規模多機能型居宅介護)

1. 運営方針

ご利用者が、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、その居宅において、又は当事業所に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練、栄養管理等を行うことにより、ご利用者がその有する能力に応じ、その居宅において自立した日常生活を営むことができるよう努めます。

2. コミュニケア緑が丘としての取り組み

(1) 事業提供目標

「ほっこりしましょ」を念頭に置き、ご利用者の住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせる等、その人なりのその人らしい穏やかな生活を支えます。

(2) 地域密着型サービスとしての取り組み

- ① 地域活動に積極的に参画し、地域との交流を推進します。
- ② 運営推進会議を開催し、ご利用者・ご家族と地域と連携強化に努めます。
- ③ 日中の活動はレクリエーションを通して利用者のご希望に合わせて選択できるように努めます。
- ④ ご利用者の身体状況やご希望に応じたもの選択できる環境を整え、ご利用者の意思を尊重します。
- ⑤ ボランティア様によるレクリエーションや、日々の体操等、入所施設や法人主催の行事にも積極的に参加いただきます。

(3) 認知症ケアの確立に向けて

- ① 人間らしく生きる人生を諦めないという考え方のもと、認知症の予防と増悪の予防、認知症による周辺症状の緩和を目指します。
- ② 五感を刺激する活動に積極的に取り組みます。

(4) 感染症対策・予防の徹底

感染症に対する対策の基本である、感染源の排除、感染経路の遮断、宿主（人間）の抵抗力の向上、これらを念頭におき感染症対策を講じます。

- ① 感染対策委員会を毎月開催します。
- ② 感染症の研修を強化し、感染症対策についての知識の補強に努めます。

(5) ご利用者の安全確保

安全かつ適切に、質の高い介護サービスを提供するために事故抑止、再発防止に努めます。

- ① 事故発生後、カンファレンスを実施し事故原因の追究を行い再発の防止に努めます。
- ② 事故を未然に防ぐために、必要な予備知識習得に努め勉強会を開催します。
- ③ 利用者安全リスク管理委員会を毎月開催し、ヒヤリハット報告、事故報告の分析を行い改善策の検討を実施します。
- ④ 検討された改善策を実施するため、職員に対して周知徹底を図ります。

(6) 外部評価

年に 1 度外部評価を実施し、外部評価機関からの客観的評価に基づいた、事業運営の改善を図ります。

3. 定員

登録定員 29 名

通い定員 15 名

4. 営業日・営業時間

①営業日・営業時間：365 日（いずれも終日とする）

通いサービス営業時間： 7：30 ～ 19：30

泊りサービス営業時間： 19：30 ～ 翌 7：30

訪問サービス営業時間： 24 時間

5. 主な施設行事

- | | |
|---------------|------------|
| ① 花見 | 4 月上旬 ～ 中旬 |
| ② 端午の節句のお祝い | 5 月上旬 |
| ③ 買い物レクリエーション | 6 月上旬 ～ 中旬 |
| ④ 七夕 | 7 月上旬 |
| ⑤ 夏まつり | 8 月上旬 |
| ⑥ 敬老会 | 9 月上旬 |
| ⑦ 運動会 | 10 月上旬 |
| ⑧ クリスマス会 | 12 月上旬 |
| ⑨ 正月 | 1 月上旬 |
| ⑩ ひな祭り | 3 月上旬 |

6. 職員会議・研修

【会 議】

・運営推進会議 : 地域住民との運営に関する情報共有と検討会議
(2 ヶ月に 1 回)

・サービス担当者会議 : 利用者の身体状況等についての情報共有及び検討
(適時)

- ・チームカンファレンス： チーム内での施策検討及び利用者の身体状況等についての情報共有
(月 1回) 及び検討
- ・全体会議： 施設内での情報共有及び検討
(月 1回)
- ・運営会議： 主任職以上の施設運営に関する情報共有及び検討
(月 1回)

【研 修】

- ・新人職員研修：(4月1日、5月上旬～中旬) 社会人としてのマナーや、仕事への取り組み姿勢及び介護スキルや知識の習得を目的とし実技・講義形式の研修と OJT 研修を行います。
- ・倫理及び法令遵守：(5月上旬) 法人としての企業コンプライアンスを周知させるため、全職員向けに法令とは別に社会的規範や企業倫理の研修を行います。
- ・身体拘束排除：(5月上旬) 身体拘束に関わる事項の情報共有や対策を講ずるために、全職員向けに身体拘束をしない介護とは何か研修を行います。
- ・感染予防：(6月、10月) ノロウィルスやインフルエンザ等感染性が高い感染症に対して、知識習得や感染対策実技を行います。
- ・避難訓練、非常災害時の対応(6月、11月) 火災や災害発生時における対応の習得を目的とした、施設内での避難訓練(夜間、日中想定)や非常災害時でのグループ内連携を図るため訓練を行います。
- ・事故予防再発防止(7月) ヒヤリハット事例も含めた事故予防及び再発防止に関する研修を行います。
- ・事故発生等緊急時の対応(7月) 事故発生時に対処方法をどのように行えば良いか、マニュアルを用いて、周知徹底を図ります。
- ・認知症の理解(12月) 認知症利用者の対応方法等、認知症の理解を深めるため、研修を行います。
- ・褥瘡予防(12月) 褥瘡発生をなくすための、介護スキルや知識の習得を目的とし実技・講義形式の研修を行います。
- ・個人情報プライバシー保護(1月) 個人情報の取り扱い及び保護方針の周知図ります。
- ・排泄(2月) 排泄に関する知識の習得を目的とし研修を行います。

7. 予算に関する取り組み

(1) 物品破損

職員の不注意や環境整備附則による破損をなくし、取扱い方法の確認、周辺環境整備の確認を随時行います。また、破損理由などを分析・共有し再発を防ぎます。

(2) 消耗品の管理

消耗品についての適正な利用を心掛け、無駄のないよう努めます。また、同時に在庫管理を徹底して行います。

（３）稼働管理

登録定員を確保し、定員に対しての稼働状況を管理し、介護保険事業施設としての役割を果たします。在宅利用者の ADL、IADL 等の評価を行い、長期的な在宅生活が営むことができるよう推進します。利用者が入院に到らないように、登録中利用者の体調管理を徹底し、稼働管理に努めます。

（４）収支予算

小規模多機能型居宅介護事業を展開していく前提として、土地建物の不動産取得を実施します。

現評価額 90,000 千円

地域密着型サービスとして、利用者登録定員を増加させ、地域住民へ周知啓発活動を行います。

看護師 2 名体制とし、インスリン投与や人工透析等医療的依存度が高い利用者を積極的に獲得していきます。

平均単価/人 223,623 円 平均要介護度 2.7 1 日通い平均利用者数 15 人

目標登録定員 29 人 （現状 25 人）

介護報酬収入 5,836,563 円 月間施設収入 6,909,008 円

収支差額 年間 10,076,508 円

地域密着型サービスを展開し、今後 15 年間かけて、不動産取得分資金を回収していきます。

辰口高齢者支援センター（仮称）
（公益事業 地域包括支援センター）

1. 運営方針

社会福祉法人陽翠水は、基本理念「仲よく楽しく人と社会を健康に」を仰ぎ、高齢者が住み慣れた地域でその人らしい生活を安心して継続できるよう、フォーマルサービスのみならずインフォーマルサービスも含む多様な社会資源（医療・介護・予防・住まい・生活支援）が有機的に連動するように働きかけて、「地域包括ケアシステム」の構築を目指します。

- ・高齢者の健康づくりと一体的な介護予防や生活支援の取組を推進します。
- ・当法人の介護事業やグループ関係機関、周辺サービス事業者や各職能団体、能美市や町内会等の各企業・団体と関連する多職種と協働し地域ケア体制の充実を促進します。
- ・高度急性期を担う拠点病院や地域医療機関、訪問看護事業所、居宅介護支援事業所等と連携を図り、入院医療から在宅医療への連携、在宅医療と介護の連携を強化・充実します。
- ・地域住民のライフスタイルの多様化等に伴い、高齢者の多様なニーズに応じたきめ細かい相談支援を推進します。
- ・併設する芳珠記念病院との医療連携や情報共有を強化・推進し、ご利用者本人・ご家族が安心できる医療・介護連携事業を提供します。

2. 適正な運営をするための基本方針

介護保険が施行されてから、14年以上経過し2015年4月には第6期介護保険計画が開始となります。介護給付費の膨張や介護保険料の上昇、介護従事者の不足など、人口減少・少子化超高齢化社会による諸問題を解決していくことが求められています。団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据えて、要介護状態が重度化しても住み慣れた地域でその人らしく安心して生活を継続できるように、地域包括ケアシステムの構築の実現が求められています。

今後の社会情勢の変化に対応するためには、地域に根ざしたきめの細かい対応が出来る相談窓口が必要です。そこで、予防・医療・介護の複合体の、ほうじゅグループが能美市辰口圏域の地域包括ケアシステムを構築して、地域に貢献したいと考えています。

高齢者が住み慣れた地域で安心した生活が継続できるよう、フォーマル・インフォーマルサービスを活用して「地域包括ケアシステム」を構築するために以下の視点で重点的に取り組みます。

- ①総合性：高齢者の多様な相談を総合的に受け止め、尊厳ある生活の継続のために必要な支援につなげます。
- ②包括性：介護保険サービスのみならず、地域の保健・医療・福祉サービスやボランティア活動、支え合いなどの多様な社会資源を有機的に結び付けます。
- ③継続性：高齢者の心身の状態の変化に応じて、生活の質の確保を目指し適切なサービスを継続的に提供します。その際、現状の継続に留まらず、過去、現在、未来の時間軸で高齢者の生活の継続性を見ることが必要となります。
- ④予防性：地域の人口動態、高齢化率の推計、世帯形態などの予測、地域住民の声の把握などをもとに、地域における将来の課題を見据えた予防的対応をしていきます。

・上記の視点から、次の機能を果たしていきます。

①地域のネットワーク構築機能：地域の人々のつながりを重視し、住民への情報提供、住民のニーズの発見、住民による支援、専門職の連携などを可能にする為、関連機関と連携しながら地域におけるフォーマル・インフォーマルな社会資源を網のように相互につなげていく作業を行います。

②ワンストップサービス窓口機能：医療・介護・予防・生活支援について、1箇所ですべて相談からサービスに至るまでを調整し、拠点として機能を発揮します。

③権利擁護機能：高齢者に本人が有する権利を理解してもらうとともに、権利侵害の予防・発見、権利保障に向けた対応を行います。

④介護支援専門員支援機能：地域の介護支援専門員が包括的・継続的ケアマネジメントを実現できるように、能美市ケアマネジャー連絡会と連携を強化し、直接的または間接的に支援を行っていきます。

3. 運営と組織の体制

（1）職員の配置予定について

社会福祉法人陽翠水では、当該事業を公益事業と位置し、中立公平な立場となる専門職を配置します。

・保健師及びこれに準ずる者 1名 常勤専従

総合病院の病棟・外来・健診等の勤務経験があり、看護師長や看護局次長を歴任しています。地域ではキャラバンメイトとして、認知症理解の啓発を実践してきました。健康や医療、介護予防に関する相談等、積極的に取り組める看護師として配置します。地域医療機関と連携し、在宅医療と介護連携強化を推進していきます。

・社会福祉士 1名 常勤専従

社会福祉協議会や、近隣自治体の介護関連職員として、経験してきた社会福祉士を配置します。介護や生活支援、消費者被害等の相談を受けます。又、困難事例や虐待問題などにも積極的に取り組んでいきます。

・主任介護支援専門員 1名 常勤専従

近隣自治体のケアマネジャー連絡会会長を経験し、信頼できる地域のケアマネジャーとして、周辺ケアマネジャーの相談役や関係機関等の紹介を行います。地域の社会資源の発掘や医療機関等も含めた様々な機関とネットワーク構築が出来る主任介護支援専門員として配置します。（生活支援コーディネーター研修済み）

（2）辰口高齢者支援センター（仮称）の立地場所について

辰口圏域の地域住民なら誰も知っている場所で検討しています。

申請書提出では、医療法人社団和楽仁芳珠記念病院に併設と記載しましたが、有力候補地として、能美市緑が丘が「医療・福祉ゾーン」に、更に辰口圏域のランドマークとなれるように、辰口健康福祉センター内での設置を検討しています。

（３）職員研修について

包括的・継続的にサービスを提供するには、地域住民のニーズに応じて医療・介護・福祉・生活支援サービスなどを適切にコーディネートし、適時に供給する体制が必要であり、地域包括ケアを支えるネットワークの中核機関として、その機能の強化が求められていると考えています。こうした観点から、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を配置させるとともに、個人又はチームとして地域住民に対する包括的な支援能力が求められていると考えます。

ほうじゅグループ内で行う各種定期研修には積極的に参加します。特に先駆地の視察を含めた研修や大都市等で開催される人材育成に関する研修等について、地域包括支援センター機能の質向上を図るために年間参加スケジュールを組み、「ネットワークとは何か」「その構築の仕方とは」等を中心に研鑽していきます。

（４）個人情報保護・管理について

個人情報保護法および能美市個人情報保護条例に従って、適切な情報管理を行います。また介護保険法で定められた守秘義務を遵守します。

高齢者の心身の状態や家庭の状況を幅広く知り得る立場にあるため、その情報管理には万全を期します。

①セキュリティ管理：ネットワーク運用として、当法人の他事業所職員からは当該センターの情報にアクセスしたり、閲覧することが出来ないような措置を講じます。また、能美市高齢者支援センターとは専用回線で接続しますが、ほうじゅグループ内の他事業所回線やインターネット等、その他の回線とは接続しません。また、外部接続媒体の利用禁止措置と利用を不可能にする設定等、十分なセキュリティ対策を講じます。

②個人情報の管理：鍵のかかる書棚に保存しておくことにより個人情報の漏洩防止を徹底します。

③事務所の管理：他の事業所と併設される場合は、施錠できる部屋を設置する等の注意を図ります。

地域の関係者における情報管理：地域の関係者によるフォーマルまたはインフォーマルなネットワークを活用し、情報収集を行う場合には、これらの関係者が知り得た情報を当該地域包括支援センターへ提供する旨を関係者から本人に伝え、同意を得ておくよう指示します。チームアプローチを実行する際には、支援に必要な範囲で得た情報をチームで共有することも同様に同意を得ます。また、チーム以外の第三者に対し当該地域包括支援センターや関係者が知り得た利用者等に関する情報を守秘する必要があるとき、守秘義務を課されていないインフォーマルな関係者からは、個人情報等を守秘する旨の同意を得ます。上記の同意については、トラブル防止の観点からも状況に応じて書面で求めておく等の措置を講じます。

（５）事故・緊急時の対応について

事故の発生や緊急時の対応に備え、予め必要な関係機関との連絡方法等の対応手順書を策定し、その手順書に沿って速やかに対応します。事故の経過や緊急時の対応に関する経過は記録し、保存します。

（６）苦情対応と業務への反映について

要望、苦情が発生したときには、適切且つ迅速な対応が出来る体制を整備すると共に、誠実に対応し再発防止に努める事が出来るよう予め手順書を策定し、その手順書に沿って、受付日時より２４時間以内に対応を行い、且つ経過について記録を保存します。苦情の事例を分析し予防対策を検討していきます。ただし、一般常識を逸脱するようなクレームについては、警察に通報するなどの措置を講じることも手順書に明記します。

４．介護予防ケアマネジメント業務に関する計画

- ①介護予防ケアマネジメント業務では、本人が出来る事は可能な限り本人自身が行うことを基本にした上で、主体的な活動と生活意欲を高める事が出来る機会を作り、地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続することができるようサポートしていきます。
- ②いきいきサロンを始めとする老人クラブ活動、ボランティア活動、サークル活動、介護予防教室などの健康作りや交流活動を目的とする地域活動への積極的な参加機会を通じて効果的な介護予防の取組となるようにフォローします。（各活動での健康講和の講師、アドバイザー、コーディネート等）
- ③二次予防高齢者においては、介護老人保健施設の実績から介護予防プログラムとして必要な運動機能向上、口腔機能向上、低栄養改善、うつ予防等の継続的な教室の運営を踏まえた二次予防高齢者の予防サービス計画の作成に取り組みます。
- ④介護予防の効果を高める観点から、要支援・要介護の非該当者から、要支援者に至るまでの連続した一貫性のあるケアマネジメント実施ができるように、地域包括支援センター内の職員連携を重視しながら、地域の実態把握や実情に合わせて柔軟な対応を目指します。

５．総合相談支援業務に関する計画

- ①地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して、その人らしい生活を継続していくことができるよう実態把握をしていきます。
- ②高齢者にどのような支援が必要かを評価した上に把握し、地域における適切なサービス、関係機関又は関係する制度の利用に繋げることができるように支援します。
- ③地域におけるネットワークを構築するために、各種職能団体の連絡会や会議等の機会を通じて、情報収集や顔の見える関係作りを重視していきます。
- ④初期相談の的確な状況把握、専門的且つ緊急対応の判断、適切な情報提供や関係機関の紹介等を支援します。
- ⑤継続的且つ専門的な相談支援が必要な時は、課題の明確化や個別の支援計画を策定し、適切なサービスや制度へ取り次ぎ、定期的な情報収集や効果確認を行います。

６．権利擁護業務に関する計画

- ①高齢者が地域生活に困難な問題を抱えている時は、地域住民や民生委員、介護支援専門員等の支援のみならず、社会福祉協議会が行う地域福祉権利擁護事業等の権利擁護を目的とするサービスの仕組みを有効に活用し、課題に即したサービスや機会に繋ぎ、適切な支援を提供する事で、高齢者

の生活の維持が図れるようにします。

②高齢者の判断能力の状況を把握し、成年後見制度の利用が必要なケースであれば、親族、又は市の担当部局に当該高齢者の状況等を報告し、市長申立てに繋がります。

③高齢者虐待等の可能性があるケースにおいては、能美市高齢者支援センターとの連携により、当該高齢者の実態把握に努め、必要な場合には、老人福祉施設への措置入所や成年後見制度の利用のサービスに繋がります。

④困難事例や消費者被害に関する対応においては、センターの職員が相互に連携し、関係機関や消費生活センター等の必要な期間と定期的な情報交換を行いながら解決に向けて支援します。

7. 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務に関する計画

①主治医、介護支援専門員を始めとする多職種協働と、地域関係機関との連携により、包括的・継続的なケアマネジメントを後方支援するために、介護支援専門員相互の情報交換などを行う場の設定、ネットワークの活用、日常的個別指導や相談、サービス担当者会議、事例検討会、支援困難事例への指導及び助言、資質向上のための研修会等を企画運営します。

②能美市ケアマネジャー連絡会との連携を強化します。

③専門的な見地から個別指導や相談への対応が出来るよう、ケアプラン作成の技術の向上に努めます。介護予防事業、予防給付、介護給付それぞれにおいてケアマネジメント力の向上を図るために計画的に国や県レベルでの研修等へ参加します。

8. 指定介護予防支援に関する計画

①「要支援状態であっても、その悪化を出来る限り防ぐこと」を目的とする予防給付の基本的な考え方を尊重して、介護予防支援をします。

②介護予防を目的とした予防給付の対象サービスと生活機能評価を熟知し、要支援者に必要なサービスで適切な介護予防サービスや支援計画書の作成が出来るようにします。また、居宅介護支援事業所への委託においては、定期的なモニタリングと評価によって連携を図り、要支援者の課題把握、予防プランの効果検証を行います。

③要支援者本人が取り組む行動や導入するサービスを計画するだけでなく、家族（同居・近隣・遠方）の協力や近隣者の見守りや支え等のインフォーマルなサービスも積極的に活用出来るように支援します。

④予防プラン作成の際には、要支援者等との協働作業とコミュニケーションを重視します。アセスメントや計画作成、モニタリングなどの場面では、分かり易い説明、理解しやすい言葉をポイントにしたコミュニケーションに心掛けます。

⑤本人が納得できる予防プランの作成を目指します。本人自らが選び、決定し、行動する事が出来るように徹底的に意識して取り組みます。本人がやらされている予防プランにならないようにします。

9. 機能強化に関する計画

①多職種協働による個別事例のケアマネジメントの充実と地域課題の解決による地域包括ケアシス

テムの構築実現を目指し、町内会単位での地域ケア会議を開催していきます。

②地域ケア会議等を通じて、地域高齢者のニーズとフォーマル・インフォーマルサービス等の社会資源とのマッチングにより多様な主体による生活支援を充実していきます。

③芳珠記念病院の「もの忘れ外来」と連携を図り、認知症施策を推進していきます。

④能美市医師会や地域医療機関等との連携により、在宅医療・介護連携推進事業の促進を図ります。

⑤介護老人保健施設の強みを活かし、介護予防の促進や地域リハビリテーションを推進していきます。

上記推進していく為、必要な連絡会開催を主導し地域包括ケアシステム構築に向けて取り組みます。

10. その他の業務に関する計画

(1) 地域包括支援センター内職員の労務管理を法人として管理し、ストレス・メンタルヘルス対策のための体制を整えます。必要に応じて、当法人産業医と連携し、事業所外の専門機関とも連携を取りつつ、職員の心身ともに健康管理に努めます。

(2) 職員の安全を第一に考え、無理な体制で地域包括支援センター業務に就くことがないよう、法人として管理していきます。

11. 予算に関する取り組み

(1) 受託事業期間

初年度は半年間の稼働となるが、平成27年4月より準備室を設置し、10月開始迄に適切な事業開始となるよう、準備進めて行きます。

(2) 収支予算

補助金収入及び総支出を鑑み収支差額が過不足ないよう予実管理に努める。

コミュニケーションテナント賃貸業
(収益事業：テナント賃貸業)

1. 運営方針

小規模多機能型居宅介護事業を事業承継するにあたり、土地建物に関する不動産取得が必要となります。1Fは社会福祉事業として、小規模多機能型居宅介護事業を展開しているが、2Fは賃貸住宅となっており、管理会社である信和商事株式会社へテナント賃貸を実施する。

2. 予算の取り組み

(1) 収支予算

収益事業として展開するにあたり、月額 550,000 円での賃料で設定したい。

また、収益事業である為、消費税、固定資産税の納付が必要となる。

1 F 社会福祉事業は非課税扱いとなります。

2 F に係る固定資産税は 510,000 円年額で納付が必要となります。

月額 550,000 円に対して、消費税納付額については年間 528,000 円の支出を見込んでいます。

収支差額で発生した収益については、社会福祉事業へ充てます。